

広島県告示第九百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年十月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八四号	世羅郡世羅町大字小世良字乙川山二八一番二地先から 世羅郡世羅町大字小世良字大谷山一七二番二地先まで	平成二十一年一〇月一 五日